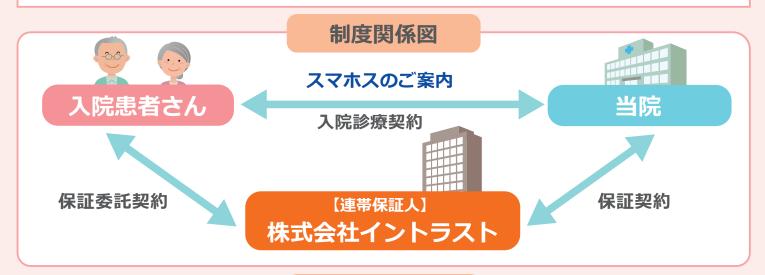




- のご案内
- ●当院への入院にあたっては、株式会社イントラストを連帯保証人とする連帯保証人代行制度スマホス(以下、スマホス)を 保証料のご負担なしでご利用いただけます。患者さんは原則、個人の連帯保証人をご準備いただく必要はございません。
- ●入院申込書(誓約書)の提出をもって、下記URLに掲載されている保証委託契約の内容について同意の上 株式会社イントラストを連帯保証人とする保証委託にお申込みいただいたものとします。 なお、入院申込書(誓約書)の記載内容等の個人情報については、連帯保証人代行制度の運営に必要な範囲で 株式会社イントラストへ提供させていただきますので、予めご了承ください。



保証内容について

保証期間

入院日(保証開始日)より 退院日(保証終了日)まで

<保証対象外 > 右記に掲げる保証範囲以外に 入院中に生じた費用

保証範囲

- ①入院費用自己負担分
- ②入院費用実費負担分(個室料、食費など)
- ③レンタル費用(病衣など)

※ただし、病院がレンタルしている場合に限ります。 ※保険証をお持ちでない方もご利用いただけます。

ご注意 事項

- 万一、入院患者さんが当院に対してお支払いを延滞した場合、入院患者さんに代わり株式会社イントラストが保証限度額を上限に入院費用をお立替えいたします。ただし、お立替えした入院費用につきましては株式会社イントラストが入院患 者さんへご請求させていただきます。お立替え分のお支払の際は、実費として、都度代位弁済手数料がかかります。
- ●その際には、お支払いのスケジュールなど個別にご相談いたしますのでご安心ください。
- ●反社会的勢力に該当していることが判明した場合には免責となります。

【総合保証サービス会社】



〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル2F

入院患者さんと株式会社イントラストの間の保証委託契約の内容につきましては 下記のURL若しくは右記のQRコードよりご参照ください。 保証委託契約約款:

https://www.entrust-inc.jp/service/clause/hospital/indemnity-agreement/2020_07.pdf



コンシェルジュデスク

※お問い合わせの際は、入院される病院名を必ずお知らせください※



株式会社イントラストは、東京証券取引所に上場(証券コード:7191)している総合保証サービス会社です

連帯保証人代行制度「スマホス」に関する保証委託契約約款

第1条(保証委託)

本保証委託契約約款(以下「本約款」という。)は、病院(以下「甲」という。)と患者(以下「乙」という。)の間で締結された入院診療契約(甲が定めた内容として同一疾病の場合、入院前後の通院時の診療契約も含むこともある。以下「原契約」という。)に基づく乙の債務に関し、乙が株式会社イントラスト(以下「丙」という。)に対し、本約款の定めに従って連帯保証人となることを委託し、丙がこれを受託することにより成立する保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容を定めることを目的とする。承ください。

筆 2 冬 (完美

本契約において使用する用語の意義は、別途定義するほか、以下のとおりとする。

用語	定義
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいう。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいう。 (注)医師乙が医師である場合は、乙以外の医師をいう。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の 管理下において治療に専念することをいう。

第3条(保証の範囲)

丙は、原契約に基づいて乙が甲から受ける治療(以下「本治療」という。)に関する、乙の甲に 対する対価(本治療に関し、公的医療保険制度に基づいて甲が支払を受ける診療報酬の 額、及び国又は地方公共団体が負担する費用の額を除く。)の支払債務について、乙(乙以 外の者が本治療の対価の支払義務を負っているときは、その者をいう。以下、次項、次条第 1号、及び第5条から第7条までにおいて同じ。)と連帯して保証する。ただし、以下に掲げ る債務を除く。

原契約に定める違約金の支払い債務

原契約の債務不履行その他の理由による損害賠償債務

前各号に定めるほか、甲と丙の間で別途締結される保証契約(以下「保証契約」という。)に おいて丙が保証債務を履行する責を負わないとされた債務

- 2 前項の定めにかかわらず、甲が丙に対して保証契約の定めに従って当該保証料を支払わないときは、丙は甲に対して乙の債務に関する一切の保証債務を負わない。
- 3 第 1 項に基づいて丙が保証する金額は、甲と別途定めた金額を上限とし、丙は、理由のいかんを問わず、本項に定める上限額を超えて保証債務を履行する義務を負わない。

第4条(適用除外)

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、丙は、当該各号に定める範囲で保証債務 履行の責を負わない。

甲の乙に対する債権が法的に有効に発生しないとき、又は乙が当該債権に関し、甲に対抗 することができる事由を有しているとき。この場合、丙は当該債権に対する保証債務につい て履行の責を負わない。

乙は、乙が以下のいずれかに該当する場合、丙は、保証契約に基づく保証債務全部について履行の責を負わないことを確認する。

- ① 甲への入院時又は来院時において、意識障害その他により事理を弁識する能力を欠き、 又は著しく不十分であるとき。ただし、甲への入院中又は来院中に事理を弁識する能力 が十分に回復した場合、又は乙の法定代理人が乙のために原契約を締結した場合、そ の他丙が特に認めた場合はこの限りではない。
- ② 精神的疾患の治療のために甲の精神科病院又は甲の精神科等に入院又は来院したとき。ただし、乙以外の者が本治療の対価の全額の支払義務を負っている場合はこの限りではない。
- ③ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、又は治療処置を伴わない人間ドック検査等のために甲に入院又は来院したとき。
- ④ 乙(乙以外の者が本治療の対価の支払義務を負っているときは、その者を含む。第 10 条第 1 項において同じ。) 自身、又はその配偶者若しくは二親等内の血族が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。) であるとき、資金提供その他の行為を行うことを通じて、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与しているとき、又は反社会的勢力と交流をもっているとき。

第5条(求償権)

乙が本治療の対価(第3条により丙が保証したものに限る。以下同じ。)の全部又は一部の 支払いを遅滞したときは、丙は、乙に何らの通知なくして甲に対して保証契約に基づく保証 債務を履行したうえで、次項以下の定めに従って乙に求償することができる。

2 丙が甲に対して保証債務を履行したときは、乙は丙に対し、以下の各号に定める金額を 速やかに償還しなければならない。

丙の甲に対する保証履行額

丙の甲に対する保証履行のための費用

丙の乙に対する求償権実行又は保全のために要した費用

- 3 前項に基づいて乙が丙に償還すべき金額に対しては、丙が第1項に従って保証債務を 履行した日の翌日から支払済みまで年14.6 パーセントの割合による遅延損害金を付す ることができる。
- 4 丙が甲に対して保証債務を履行した後において、甲から乙に返還すべき金銭があるときは、乙は、第2項各号に定める金額の合計額を上限として、当該金銭を、第2項に定める 償還義務の履行として、甲が丙に対して直接に支払うことを承諾する。
- 5 乙が本治療の対価の全部又は一部を支払わないことについて正当な事由があるときは、乙は、原契約に定める本治療の対価の支払期日の前日までに、丙に対して当該事由を通知しなければならない。
- 6 乙は、前項の通知を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙に対する償還を拒むこと はできない。

第6条(事前求償)

乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、丙は、保証債務の履行前であっても、直ち に、アに対して求償権を行使することができる。

本治療の対価が弁済期にあるとき

原契約又は本契約の各条項の一つにでも違反したとき

仮処分、仮差押、強制執行又は担保権の実行としての競売の申立を受けたとき

破産手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき

丙の責に帰すことのできない事由により乙の所在が不明となったとき

前各号に定めるほか、乙に対する求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

2 前項に従って丙が乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第 461 条(主たる債務 者が保証人に対して償還をする場合)に基づく抗弁権をあらかじめ放棄する。

第7条(求償権の行使)

丙は、求償権の行使として、乙に対し、電報、電話、電子メール、訪問、文書の掲示・差置き、 封書による通知その他の相当な手段により、支払いの督促を行うことができる。

第8条(個人情報の取扱いに関する同意)

乙は、丙による乙の個人情報の取扱いについて、丙の定める「当社における個人情報の取扱いについて」によることに同意する。

第9条(権利の譲渡等)

丙は、本契約上の丙の権利又は権限の全部又は一部について、第三者をして行使させ、又は第三者に譲渡することができるものとし、乙は、権利若しくは権限の第三者による行使、 又は第三者への譲渡について異議なく承諾する。

第10条(反社会的勢力の排除)

乙は、丙に対し、保証期間中の何時においても、以下の各号に定める事実が真実であることを表明し、保証する。

乙、乙の特別利害関係者及び取引先等が反社会的勢力でないこと

乙、乙の特別利害関係者及び取引先等が、資金提供その他の行為を行うことを通じて、反 社会的勢力の維持又は運営に協力又は関与していないこと

乙、乙の特別利害関係者及び取引先等が、反社会的勢力と交流をもっていないこと

- 2 乙は、前項各号の表明及び保証の内容が真実に反するおそれがあることを知ったときは、直ちに、書面をもってその旨を丙に通知しなければならない。
- 3 丙は、乙が第 1 項各号の表明及び保証に違反しているおそれがあると認めるときは、何 らの催告を要することなく、書面をもって通知することにより、本契約を直ちに解除し、以 後、本契約に基づく一切の義務を免れることができる。ただし、乙が客観的かつ合理的な 根拠をもって、第 1 項各号の表明及び保証に違反していないことを証明したときはこの 限りでない。
- 4 前項の場合において、乙は、丙が受けた損害を賠償しなければならない。
- 5 第 3 項に基づいて丙が本契約を解除したことにより乙が損害等を受けた場合であって も、丙は乙に対し、何らの損害賠償等をする義務を負わない。

第11条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、日本国の法令及び慣習に従い誠意を もって協議のうえ、解決するものとする。

第12条(管轄の合意)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。